

城陽市給与・定員管理等について

令和6年4月
城 陽 市

給与・定員管理等について

令和5年4月1日現在の市職員の給与及び定員管理等についてお知らせします。ここに紹介する給与は、手取り額ではなく、税金や各種保険料などを差し引く前の額です。

目 次

1. 総括	1
2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況	2
3. 一般行政職の級別職員数等の状況	3
4. 職員の手当の状況	5
5. 特別職の報酬等の状況	8
6. 職員数の状況	9
7. 公営企業職員の状況	11
(1) 水道事業	
(2) 下水道事業	
技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針	17

城陽市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 74,591	千円 34,465,278	千円 75,508	千円 4,869,961	% 14.1	% 13.6

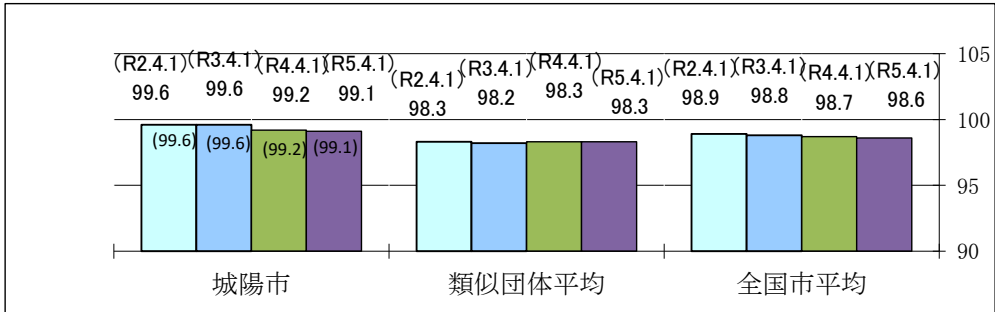
(注) 一般職の給料・手当、特別職(市長、市議会議員など)の給料・議員報酬・報酬(委員、会計年度任用職員を含む)・手当のほか、共済費(社会保険料等)などの事業主としての負担分も含まれています。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 485	千円 1,569,632	千円 430,924	千円 633,124	千円 2,633,680	千円 5,430	千円 6,066

(注) 1 職員の給与費は一般職のみの金額で、共済費(社会保険料等)は含みません。
2 職員手当は、退職手当を除く地域・扶養・通勤・住居・管理職・時間外勤務・特殊勤務などの手当が含まれています。
3 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。
4 給与費については、再任用職員短時間勤務職員の給与が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)的用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準3%に対し、城陽市においても3%を支給

(実施時期)平成22年4月1日より国と同水準(3%)を支給

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(5年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
城陽市	39.9 歳	307,500 円	383,226 円	341,828 円
京都府	41.3 歳	306,204 円	395,327 円	356,207 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.6 歳	310,260 円	401,078 円	356,435 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考
	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の擬似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
城陽市	61.8 歳	255,200 円	293,400 円	262,900 円	—	—	—	—
うち 清掃職員	61.8 歳	255.2 千円	293.4 千円	262.9 千円	廃棄物処理業 従業員	47.0 歳	306.0 千円	0.95
京都府	57.7 歳	354,690 円	401,080 円	385,230 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	52.3 歳	321,114 円	373,492 円	352,981 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値の比較)		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
城陽市	—	—	—
うち 清 掃 職 員	4,760.3 千円	4,266.5 千円	1.11

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において、公表されているデータを使用しています。
(平成31年～令和3年の3ヶ年平均)
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- 4 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職員の基本給の平均です。
- 5 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 6 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には特殊勤務手当・通勤手当及び時間外勤務手当等の実費弁償又は実績支給に係る手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(5年4月1日現在)

区 分		城 陽 市	京 都 府	国
一般行政職	大 学 卒	191,700 円	194,200 円	185,200 円
	高 校 卒	164,100 円	160,900 円	154,600 円

- (注) 初任給は、卒業後ただちに採用された場合の給料額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(5年4月1日現在)

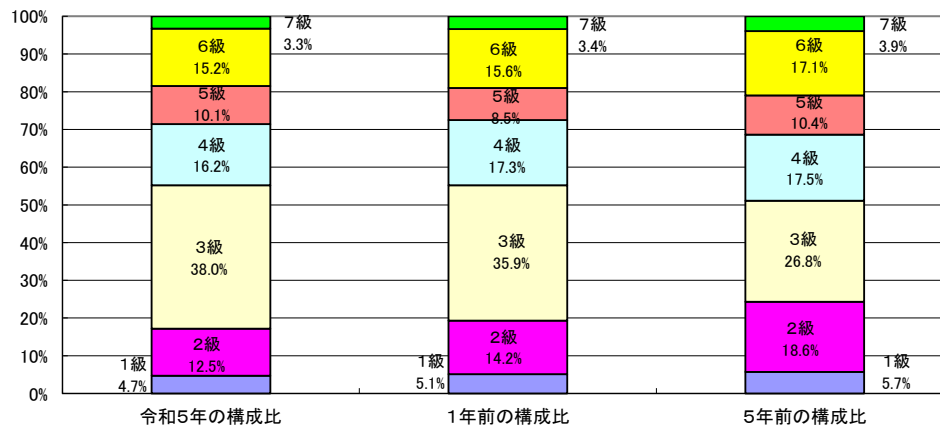
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	263,228 円	360,037 円	376,080 円	397,120 円
	高 校 卒	—（該当者なし）	284,800 円	—（該当者なし）	373,650 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

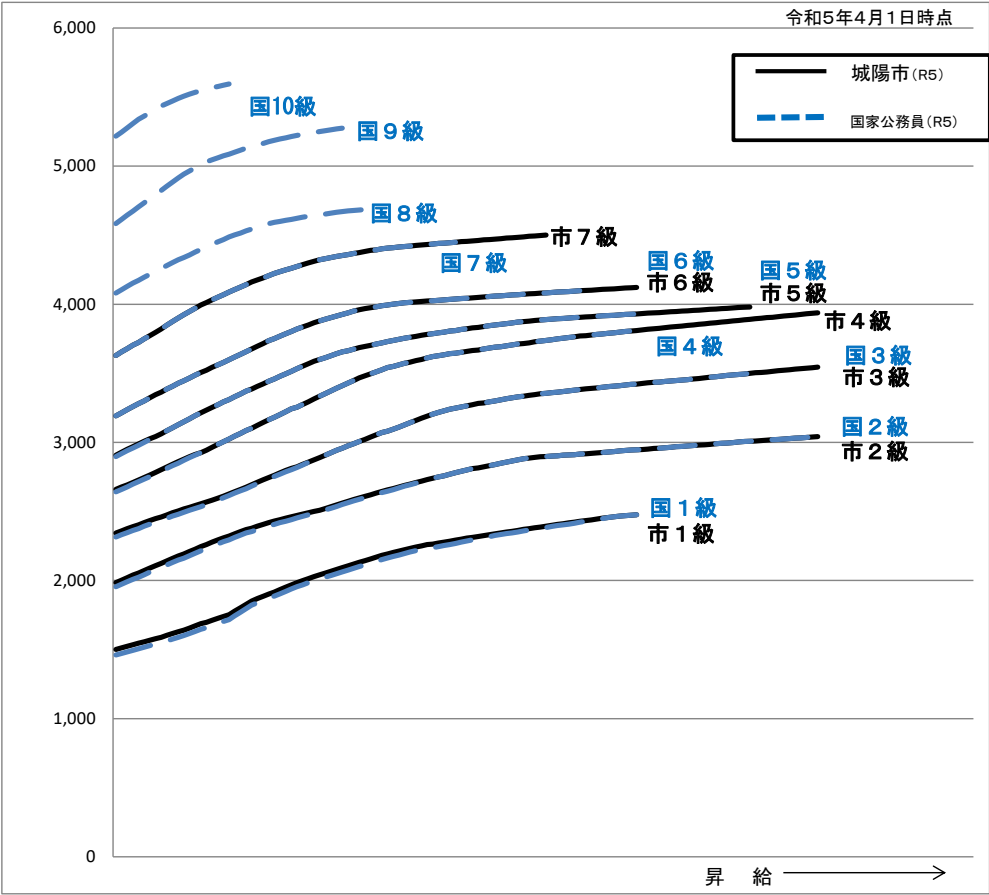
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(5年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補	人 14	% 4.7
2 級	主事	人 37 (1)	% 12.5 (50.0)
3 級	主任	人 111 (1)	% 38 (50)
4 級	係長、主査	人 48	% 16.2
5 級	課長補佐	人 30	% 10.1
6 級	次長、課長	人 45	% 15.2
7 級	部長、理事	人 10	% 3.3
合 計		人 295 (2)	% 100.0 (100.0)

- (注) 1 城陽市の給与条例に基づく給料表の級別、役職別の職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 ()は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(城陽市)

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける適用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○			
活用している昇給区分	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績がある 区分	昇給可能な 区分	昇給実績がある 区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分	○			
	標準の区分のみ(一律)		○		
ロ 人事評価を活用していない				○	
活用予定時期				未定	

(注) 懲戒処分又は分限処分を受けた者については、処分に応じて昇給号給数を調整し、昇給に反映させています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

城 陽 市	京 都 府	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,382 千円	1,572 千円	—
(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.98)月分	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) 支給割合の()は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(城陽市)

令和5年度中における適用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績がある 成績率	支給可能な 成績率	支給実績がある 成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(注) 懲戒処分又は分限処分を受けた者については、処分に応じて成績率を調整し、勤勉手当に反映させています。

(2) 退職手当(5年4月1日現在)

城陽市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	本市と同じ	本市と同じ
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年		
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年		
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度		
その他の加算措置	50歳以上の職員が対象		その他の加算措置	45歳以上の職員が対象	
	定年前早期退職特例措置 (定年までの残年数×3%加算) 59歳の職員のうち59歳6ヵ月未満の職員については定年までの残年数×2%加算。59歳6ヵ月以上の職員については、加算措置なし。			本市と同じ	
1人当たり平均支給額	2,487 千円	19,136 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 本市の応募認定退職は、勤続20年以上で、年齢50歳以上59歳以下の職員を対象とする退職制度です。

(3) 地域手当(5年4月1日現在)

支給実績(4年度普通会計決算)		51,979 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度普通会計決算)		107,616 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全域	3 %	487(481) 人	3 %

(注) 1 支給対象職員数の()は、再任用短時間勤務職員を除いた職員数です。

(4) 特殊勤務手当(5年4月1日現在)

支給実績(4年度普通会計決算)		39,485 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度普通会計決算)		334,621 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度普通会計決算)		24.4 %		
手当の種類(手当数)		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
市税滞納処分事務従事職員の特殊勤務手当	京都地方税機構に派遣され 地方税等を徴収する職員	市税の滞納処分に関する 事務	56千円	1ヶ月1,000円
感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当	健康推進課職員 消防本部・消防署職員	感染症患者の救護等	0千円	1回300円
消防事務に従事する職員の特殊勤務手当	消防本部・消防署職員	消防吏員の隔日勤務	37,080千円	1勤務3,000円 (日勤務1,000円)
		救急救命士の免許を有する 消防吏員の救急業務(隔日)		1勤務1,000円 (日勤務500円)
		火災その他の災害又は救急業務による出動		1回300円
じん芥収集に従事する職員の特殊勤務手当	ごみ減量推進課職員	じん芥収集	2,180千円	1日1,300円
汚物処理に従事する職員の特殊勤務手当		道路上等における犬、猫の 死体の処理		1回500円
生活保護事務に従事する職員の特殊勤務手当	福祉課職員	生活保護の現業を行う職員及び 同業務を指導監督する係長	168千円	1ヶ月2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(4年度普通会計決算)	167,293 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度普通会計決算)	400 千円
支給実績(3年度普通会計決算)	170,673 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度普通会計決算)	418 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数
(管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員が含まれています。

(6)その他の手当(5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度普通会計決算)
扶養手当	○子以外の扶養親族 6,500円 ○子 10,000円 ○16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		54,356 千円	242,663 円
住居手当	○借家 家賃額に応じ最高28,000円まで	同じ		37,122 千円	277,032 円
通勤手当	○交通機関利用者(片道2km以上) 6箇月の定期券等の運賃等相当額 ○交通用具使用者 使用距離が片道 2km以上 2,000円 使用距離が片道 5km以上 4,200円 使用距離が片道10km以上 7,100円 使用距離が片道15km以上 10,000円 使用距離が片道20km以上 12,900円 使用距離が片道25km以上 15,800円 使用距離が片道30km以上 18,700円 使用距離が片道35km以上 21,600円 使用距離が片道40km以上 24,400円 使用距離が片道45km以上 26,200円 使用距離が片道50km以上 28,000円 使用距離が片道55km以上 29,800円 使用距離が片道60km以上 31,600円	同じ		31,468 千円	86,689 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める者について給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 理事 18% 部長級 16% 次長級 13% 課長級 10% 園長 7%	異なる	俸給の特別調整額として、役職に応じて46,300円～146,400円を支給	41,331 千円	566,185 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務する場合、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給。	同じ		18,420 千円	127,918 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合、勤務1時間当たり給与額の100分の25を乗じて得た額を支給。	同じ		6,516 千円	77,582 円
管理職員 特別勤務手当	管理職員に対し、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合、勤務1回につき、8,000円を超えない額(勤務時間によってはその額に100分の150を乗じて得た額とする。)を支給。	異なる	特定管理職員に対し特別調整額の成績率等に応じた支給額(6,000円～18,000円)となる。	654 千円	11,474 円

5 特別職の報酬等の状況(5年4月1日)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	946,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 593,400 円	
	副 市 長	780,000 円	885,000 円 / 547,600 円	
議員 報酬	議 長	560,000 円	737,000 円 /	372,000 円
	副 議 長	495,000 円	653,000 円 /	294,000 円
	議 員	445,000 円	591,000 円 /	266,000 円
期 末 手 当	市 長	3.30 月分		
	副 市 長			
	議 長	3.30 月分		
退 職 手 当	副 議 長			
	議 員			
	市 長	(算定方式) 給料月額×530/100×在職年数	(1期の手当額) 20,055 千円	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	給料月額×315/100×在職年数	9,828 千円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

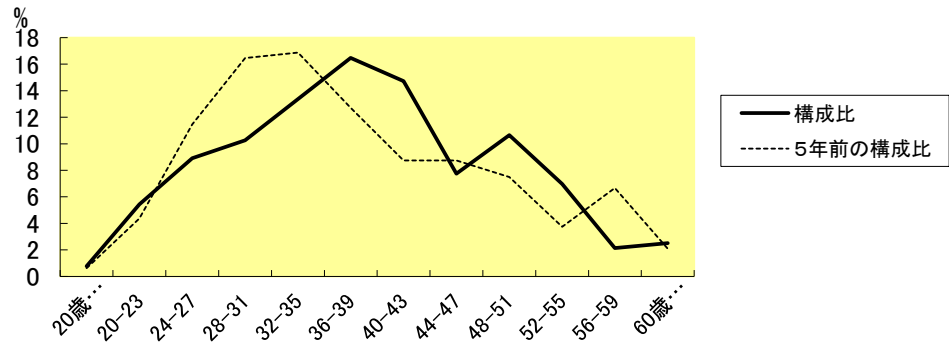
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和4年		
普 通 会 計 部 門	議 会	6	6	0	
	総 務	98	99	▲ 1	理事の配置減(▲1)
	税 務	34	32	2	税務部門の再任用短時間職員の正職化に伴う配置増(1) 税務部門の休職代替の配置増(1)
	民 生	71	72	▲ 1	園児数減に伴う保育士の配置減(▲1)
	衛 生	35	36	▲ 1	保健センター保健師の欠員不補充(▲1)
	労 働	1	1	0	
	農林水産	7	7	0	
	商 工	6	7	▲ 1	商工部門の欠員不補充(▲1)
	土 木	68	67	1	建築部門の体制強化に伴う配置増(1)
	小 計	326	327	▲ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 43.70 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 51.55 人
	教育部門	41	40	1	幼稚園給食提供事業充実に伴う体制強化(1)
	消防部門	97	98	▲ 1	消防部門の再任用短時間勤務職員化(▲1)
	小 計	464	465	▲ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.20 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 65.15 人
公 営 企 業 会 計 部 門	水 道	29	27	2	上下水道部次長の課長兼務解除(1) 水道部門の再任用短時間勤務職員の正職化(1)
	下 水 道	4	4	0	
	そ の 他	19	20	▲ 1	後期高齢医療広域連合への派遣終了(▲1)
	小 計	52	51	1	
合 計		516 [633]	516 [633]	0 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.17 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、再任用短時間勤務職員は除いています。
地方公務員の身分を持つ休職者・派遣職員などを含み、会計年度任用職員は除いています。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	4人	28人	46人	53人	69人	85人	76人	40人	55人	36人	11人	13人	516人

(3)職員数の推移

		(単位:人・%)					
部 門	区 分	30年	31年	2年	3年	4年	5年
一般行政		309	303	309	314	327	326
教 育		38	39	40	40	40	41
消 防		86	90	93	97	98	97
普通会計		433	432	442	451	465	464
公営企業等会計		47	46	50	51	51	52
総合計		480	478	492	502	516	516
		過去5年間の増減数(率)					

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(参考)第3次定員管理計画(改定版)における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
策定時	到達目標	
令和3年4月1日	令和8年4月1日	
		539人

(注) 目標達成に向けては、業務量の変化や退職者等の職員体制の変化を把握し、職員の年齢構成の平準化、適正な職員配置を考慮して、計画的な新規採用を行い、計画の推進に取り組んでいきます。

採用にあたっては、受験年齢の引き上げや氷河期採用枠の設定、また遠方在住者の受験機会の拡大など、人材確保に努めます。

また、研修を通じて、個々の職員の資質向上にも努めます。

あわせて本市の厳しい財政状況を考慮し、DXの推進を含め効率的な事務執行に取り組みながら、再任用職員や非常勤職員等の活用、民間委託の積極的な活用に加え、市民協働の推進なども検討し、簡素で効率的な行政運営に努めます。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 1,348,089	千円 111,357	千円 96,008	% 7.1	% 7.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費17,984千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 28	千円 83,011	千円 15,272	千円 32,488	千円 130,771	千円 4,670	千円 6,834

(注) 1 職員手当は、退職手当を除く地域・扶養・通勤・住居・管理職・時間外勤務・特殊勤務などの手当が含まれています。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（5年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
城 陽 市	43.5 歳	322,329 円	480,209 円
団 体 平 均	44.2 歳	358,409 円	568,568 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

城 陽 市	城陽市（一般会計）
1人当たり平均支給額(4年度) 1,374 千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,382 千円
(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(5年4月1日現在)

城陽市			城陽市（一般会計）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	50歳以上の職員が対象		その他の加算措置	50歳以上の職員が対象	
	定年前早期退職特例措置 （定年までの残年数×3%加算） 59歳の職員のうち59歳6ヵ月未満の職員については定年までの残年数×2%加算。59歳6ヵ月以上の職員については、加算措置なし。			定年前早期退職特例措置 （定年までの残年数×3%加算） 59歳の職員のうち59歳6ヵ月未満の職員については定年までの残年数×2%加算。59歳6ヵ月以上の職員については、加算措置なし。	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	2,487 千円	19,136 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。
- 2 本市の応募認定退職は、勤続20年以上で、年齢50歳以上59歳以下の職員を対象とする退職制度です。

ウ 地域手当(5年4月1日現在)

支 給 実 績 (4 年 度 決 算)			2,995 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)			106,957 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市内全域	3 %	28 人	3 %

エ 特殊勤務手当(5年4月1日現在)

支 給 実 績 (4 年 度 決 算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)		%	
手 当 の 種 類 (手 当 数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

- (注) 特殊勤務手当は、平成18年3月31日で総て廃止しました。

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (4 年 度 決 算)	6,965 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	290 千円
支 給 実 績 (3 年 度 決 算)	7,842 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	327 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当が含まれています。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員が含まれています。

カ その他の手当 (5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	○子以外の扶養親族 6,500円 ○子 10,000円 ○16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		3,087 千円	220,481 円
住居手当	○借家 家賃額に応じ最高 28,000円まで	同じ		1,434 千円	286,800 円
通勤手当	○交通機関利用者(片道2km以上) 6箇月の定期券等の運賃等相当額 ○交通用具使用者 使用距離が片道 2km以上 2,000円 使用距離が片道 5km以上 4,200円 使用距離が片道10km以上 7,100円 使用距離が片道15km以上 10,000円 使用距離が片道20km以上 12,900円 使用距離が片道25km以上 15,800円 使用距離が片道30km以上 18,700円 使用距離が片道35km以上 21,600円 使用距離が片道40km以上 24,400円 使用距離が片道45km以上 26,200円 使用距離が片道50km以上 28,000円 使用距離が片道55km以上 29,800円 使用距離が片道60km以上 31,600円	同じ		1,784 千円	71,356 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職 員のうち規程で定める者につ いて給料及びこれに対する地 域手当の月額合計額に支給 割合を乗じて得た額を支給。 部長級 16% 次長級 13% 課長級 10%	同じ		1,936 千円	484,082 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 1,683,411	千円 531,860	千円 58,361	% 3.5	% 3.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	
4年度	人 5	千円 36,743	千円 7,205	千円 14,882	千円 58,830	千円 11,766	千円 6,585

- (注) 1 職員手当は、退職手当を除く地域・扶養・通勤・住居・管理職・時間外勤務・特殊勤務などの手当が含まれています
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(5年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
城 陽 市	47.8 歳	351,992 円	559,088 円
団 体 平 均	43.8 歳	360,719 円	542,953 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

城 陽 市	城陽市 (一般会計)
1人当たり平均支給額(4年度) 1,742 千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,382 千円
(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) 支給割合の()は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(5年4月1日現在)

城 陽 市			城陽市（一般会計）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	50歳以上の職員が対象		その他の加算措置	50歳以上の職員が対象	
	定年前早期退職特例措置 （定年までの残年数×3％加算） 59歳の職員のうち59歳6ヵ月未満の職員については定年までの残年数×2％加算。59歳6ヵ月以上の職員については、加算措置なし。			定年前早期退職特例措置 （定年までの残年数×3％加算） 59歳の職員のうち59歳6ヵ月未満の職員については定年までの残年数×2％加算。59歳6ヵ月以上の職員については、加算措置なし。	
1人当たり平均支給額	－ 千円	－ 千円	1人当たり平均支給額	2,487 千円	19,136 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 本市の応募認定退職は、勤続20年以上で、年齢50歳以上59歳以下の職員を対象とする退職制度です。

ウ 地域手当

(5年4月1日現在)

支 給 実 績 (4 年 度 決 算)			722 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)			103,110 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市内全域	3 %	7 人	3 %

エ 特殊勤務手当(5年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)		%	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

(注) 特殊勤務手当は、平成18年3月31日で総て廃止しました。

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (4 年 度 決 算)	1,448 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	290 千円
支 給 実 績 (3 年 度 決 算)	1,256 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	251 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当が含まれています。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員が含まれています。

カ その他の手当 (5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	○子以外の扶養親族 6,500円 ○子 10,000円 ○16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		1,013 千円	202,600 円
住居手当	○借家 家賃額に応じ最高 28,000円まで	同じ		135 千円	135,000 円
通勤手当	○交通機関利用者(片道2km以上) 6箇月の定期券等の運賃等相当額 ○交通用具使用者 使用距離が片道 2km以上 2,000円 使用距離が片道 5km以上 4,200円 使用距離が片道10km以上 7,100円 使用距離が片道15km以上 10,000円 使用距離が片道20km以上 12,900円 使用距離が片道25km以上 15,800円 使用距離が片道30km以上 18,700円 使用距離が片道35km以上 21,600円 使用距離が片道40km以上 24,400円 使用距離が片道45km以上 26,200円 使用距離が片道50km以上 28,000円 使用距離が片道55km以上 29,800円 使用距離が片道60km以上 31,600円	同じ		370 千円	61,707 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職 員のうち規程で定める者につ いて給料及びこれに対する地 域手当の月額合計額に支給 割合を乗じて得た額を支給。 部長級 16% 次長級 13% 課長級 10%	同じ		578 千円	289,173 円

◇ 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

本市では昭和56年度以降、全部門における技能労務職を退職不補充とする方針のもと、平成8年度第3次行財政改革大綱により清掃収集業務・学校給食調理業務を委託化、平成10年度第4次行財政改革大綱により土木作業員を嘱託化するなど、行財政改革の取り組みを進める中で、技能労務職そのものを退職不補充とし、適用職種の委託化・嘱託化を積極的に図っています。技能労務職については、今後もその方針を堅持することとしているところであり、まず技能労務職を最大限縮減することとして、当面最優先の取り組みとしたいと考えています。

なお、技能労務職の給与については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、特に民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡に一層留意し、市民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるよう努めていきます。

【技能労務職の現況】

◎職員数の推移

年 度	昭和55年	昭和60年	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	令和3年	令和4年	令和5年
技能労務職	156人	152人	133人	119人	99人	67人	5人	2人	2人

◎退職不補充の取組状況

職 種	退職不補充	方 向	取 組 状 況
清掃作業員	実施中	家庭系一般廃棄物収集運搬業務の市内全域総合委託済	市内を北部、中部、南部地域の3地域に分け、収集運搬業務の総合委託を順次拡大。 平成23年4月、市内全域における家庭系ごみ収集運搬業務の総合委託化が完了。
学校給食調理員	実施済	全面委託済	正職不在
バス運転手	実施済	全面委託済	正職不在
学校作業員	実施済	非常勤化等	正職不在
自動車運転手	実施済	全面委託済	正職不在
宿直員	実施済	非常勤化済	正職不在
電話交換手	実施済	非常勤化済	正職不在
ボイラー技師	実施済	委託化済	正職不在
土木作業員	実施済	非常勤化済	正職不在
保育園調理員	実施済	委託化	正職不在